

愛媛県教育委員会 3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成18年 3月24日（金）午後 3時

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3時00分開会を宣する。

(2) 2月定例会会議録の承認

委員長 2月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 2月定例会会議録を承認する旨宣する。

委員長 報告案件の平成18年度分指導力不足等教員認定結果について、議案第22号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、議案第23号愛媛県教職員結核審査委員会委員の委嘱替えについては、人事案件であることから、議案第21号審査請求に係る裁決については、非公開とすべき情報について審議することから、報告及び審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成18年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成18年2月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

教科書採択取消等請求訴訟について

教育総務課長 今年度の県立養護学校等における歴史教科書の採択について、提起された採択取消等請求訴訟について報告する。

高校入試に関する事務手続きの誤りについて

義務教育課長 砥部町立砥部中学校から県立松山南高等学校を受験した生徒の調査書に記入誤りがあったことが明らかになり、当該生徒を合格させたこと並びに県立学校及び市町教育委員会に対し、不合格者全員について事務手続きに誤りがないか再確認を行い、結果報告を求めたい旨報告する。

砂田委員 高校入試は学校、保護者及び生徒にとって神聖なものであり、決して誤りがないとの信頼のもとに行われている。そういった中でミスがあったことは保護者や生徒の信頼を大きく損なうものであり、重大な責任を負うべきであると考える旨及び本件は、全教職員の問題と受けとめ、重ねてミスのないよう体制を整えるべきであると考える旨意見を述べる。

山口委員 過去においても同様なミスがあったのではないかと不信感を持ちかねないが、保護者として学校を信頼しているので二度と今回のようなことが起きないようにして欲しい旨意見を述べる。

教育長 進学指導は教師の基礎基本であり、学校全体の問題としてチェック体制の再検討を行いたい旨説明する。

委員長 組織的にチェック機能を持たせる必要がある旨意見を述べる。

松山工業高等学校の情報流出について

高校教育課長 松山工業高等学校の40歳代男性教諭の自宅のパソコンから生徒の個人情報を含む多数の情報が流出したことについて報告する。

砂田委員 パソコンの便利さに頼り管理が甘くなっていたのではないかと考える旨意見を述べるとともに、個人のパソコンに秘密とすべきデータを入れてよいのか、また、ウィニーをインストールしている教員は何人いるのか質問する。

高校教育課長 該当教諭は、成績の処理については学校で行っているが、記憶媒体を持ち帰り成績以外の処理をしたときに、その作業と関係ないデータも流出した旨及びウィニーをインストールしている教員数は現段階では把握していない旨説明する。

砂田委員 流出した情報を悪用されたことによる被害の状況について質問する。

高校教育課長 把握していない旨説明する。

砂田委員 セキュリティーに関して専門的な知識を有する教員の有無について質問する。

高校教育課長 各学校にもパソコンのセキュリティーに関して詳しい教員はいるが、総合教育センターの情報教育研究室の職員が最も専門的知識を有すると考えられるので、その力を借りてセキュリティー問題に対応したい旨説明する。

教育長 本件を踏まえ、今後は自覚を持った対応ができるであろうが、過去に流出したデータが他にないか非常に心配している旨述べる。

和田委員 児童生徒への情報教育においてもパソコンの影の部分教えてほしい旨要望する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 愛媛県教育基本方針について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育行政を効果的に推進するため、愛媛県教育基本方針を改正する原案について説明するとともに平成18年度教育重点施策について報告する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 重点施策に対する市町教育委員会などの関係機関の要望や意見の反映状況及び重点施策を検討する機関の有無について質問する

教育総務課長 重点施策を策定するための特別な機関は設けていない旨及び重点施策は予算化している事業や制度改正を反映させたものであるので、予算編成過程等において関係者のニーズや要望を吸い上げている旨説明する。

砂田委員 関係機関との定期的な情報交換の場を設けることにより施策の推進力が高まると考える旨、教員の資質向上のための施策として校内研修の見直しと充実を要望する旨、特色ある学校づくりについて小・中・高の校種間を越えた地域の中での交流により推進してほしい旨、小中高を通じて一貫したキャリア教育を推進してほしい旨、スポーツ部活振興のための外部指導者の活用にあたっては、学校としての希望を明確に伝え、外部指導者が独走しないよう留意すべき旨、安全安心な学校づくりについて管理体制の強化を図るべきである旨意見を述べる。

委員長 教員の資質向上については、日々の授業内容を充実させることが肝要と考えており、重点施策に盛り込んで欲しい旨及び中学生においてはキャリア教育を推進するのも重要であるが、読み書きといった基礎基本の充実も大事であるとする旨述べる。

教育長 各委員の意見を反映し重点施策を一部見直す旨説明する。

星川委員 基本方針は案のとおりで良いと考えるが、最近の教員による不祥事の原因は現場に緊張感が足りないことであると考えるので意識改革をすべき旨意見を述べる。

教育長 現場では昨年と同じことをしておけばよいという風潮があり、これがゆるみにつながっているのではないか、昨年より一歩でも前進しようとする意識が大切であり、意識改革を徹底していきたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 委員会事務局及び教育機関の組織を改めるため、愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 主査の廃止について質問する。

教育総務課長 給与の構造改革により給料表が11段階から9段階に改正されたことに伴う廃止である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

○議案第11号 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県美術館の休館日を変更するため、愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 月曜来館者の多寡について質問する。

生涯学習課長 第一月曜日以外の平日の来館者の半数程度である旨説明する。

教育長 月曜開館についてさらに啓発することによって来館者の増加を図りたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する。

○議案第12号 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、及び教育職員等について行政職給料表に相当する職務の級の基準を改めるため、この規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する。

○議案第13号 愛媛県県立学校教職員設置規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 中等教育学校及び栄養教諭の設置に伴い、並びに主査を廃止するため、これらの規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

○議案第14号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則及び県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、これらの規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 特別支援学校という名称の使用は全国初である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則の一部を改正する等の規則

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県武道館管理条例の施行に伴い、これらの規

則の一部改正及び廃止をする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

○議案第16号 愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 委員会事務局及び教育機関の組織改正による関係規則の改正に伴い、愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

○議案第17号 愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の修学旅行の引率教職員数の基準を改めるため、愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第18号を上程する。

○議案第18号 教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、この告示の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第19号を上程する。

○議案第19号 愛媛県教職員報賞規程の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 記念品の贈呈を廃止するため、この規程の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第20号を上程する。

○議案第20号 社団法人愛媛県サッカー協会の設立許可について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 社団法人愛媛県サッカー協会について、設立目的、事業内容いずれも適当と認められるので、民法第34条の規定により、設立を許可しようとする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 運用財産とは何か質問する。

保健スポーツ課長 保有現金である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

愛媛県教育功績者報賞の廃止について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 報賞対象者の減少により愛媛県教育功績者報賞を廃止しようとする原案について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

(6) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成18年度分指導力不足等教員認定結果について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査会の審査結果を基に、9名の教員を指導力不足等教員として認定したことについて報告する。

(7) 議事

議案審議

委員長 議案第21号を上程する。

○議案第21号 審査請求に係る裁決について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成17年4月6日に愛媛県教職員組合からなされた審査請求について、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会からの答申を踏まえ、裁決する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号を上程する。

議案第22号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定により、愛媛県教科用図書選定審議会の委員を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 任命された委員が実質的に審議することがあるのか質問する。

義務教育課長 今のところ予定はないが、教育委員会からの諮問に応じる必要が生じた場合に、直ちに審議会を開催できるよう任命するものである旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第23号を上程する。

議案第23号 愛媛県教職員結核審査委員会委員の委嘱替えについて

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県教職員結核審査委員会委員の任期満了に伴い、愛媛県教職員結核審査会規則第2条第1項の規定により委員を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉 会

委員長 午後5時30分閉会を宣する。